Subclass 188-888　Significant Investor Visa

サブクラス 188-888－SIV ビザ

目的: 従来の投資ビザと異なり、年齢制限やビジネス経験などの要件がなく、移民省が認定する投資を 500 万ドル以上実施し、4 年間継続することにより永住へとつながるビザになります。

手順: 「永住」へは 2 段階あり、暫定 188 ビザ（Provisional） から永住 888 ビザ（Permanent）へと移行し永住権となります。

＜188 暫定＞

1. EOI(Expression of Interest)を提示	このビザ申請をする「意思表示」の提示をします。ポイントテストは不要
2. 州政府による推薦をもらう	「どの州」へ投資（居住）するかを選択し、推薦をもらう
3. 移民省から招待受領	1･2 を満たし、申請のための招待を受け取る
4. 移民省へビザ申請 188	1･2 がそれぞれ許可となり、招待後 60 日以内に 188 ビザ申請必要書類を揃え、移民省へ申請
5. 500 万ドルの投資手続	ビザ審査において、発給の可能性が判明後、指定された投資手続きを実施
6. 健康･人物審査	5 の投資手続きと同時に、健康診断などの手続きを実施
7. ビザ許可 188（暫定）	許可後、4 年間、認定された投資を継続

＜888 永住＞

8. 移民省へビザ申請 888	4 年間投資義務を終了後、①過去年間 40 日以上居住　②4 年間投資経歴を確認し永住へ 888 を申請
9. 最終的な健康･人物審査	健康診断･人物審査を実施ビザ許可 888（完全永住）
10. 晴れて永住ビザ取得	

188
1~7
→ *4 年間 →
888
8~10

*****4 年間中に要件満たせない場合、一定条件満たした場合、最長 8 年まで 188 を再申請し、延長可能

188 （暫定） ビザ申請要件

年齢:	制限なし
英語力:	Functional (IELTS 4.5) 以上必要　取得できない場合は、第 2 申請料金支払義務あり
規定された投資:	ビザ審査結果直前に、規定された投資へ AUD500 万ドル以上実施し、指定期間内に送金し、4 年間保持する意思があること
ビジネス履歴:	過去に公俗に反しないビジネスや投資を行っている事。
居住場所:	推薦された州に居住意思があること
人物審査:	犯罪歴がなく、健康であること。

888 （永住） ビザ申請要件

滞在歴:	188 にて毎年 40 日以上居住していたか （連続していなくとも年間滞在数として計算）
投資経歴:	188 にて過去 4 年間規定投資額（500 万ドル）以上を投資継続していたか
投資への意欲:	今後も引き続きオーストラリアへ投資する現実的な意思表示があること
ビジネス履歴:	オーストラリアでビジネスを実施した場合、コンプライアンス上問題ない状況か
人物審査:	犯罪歴がなく、健康であること。

AOM Visa Consulting
Shiroyama Trust Tower 33F, 4-3-1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6033
email: info@aom-visa.com　Tel: 81-3-4540-6305/Fax: 81-50-8885-9318

投資として認定されるもの （Complying Investments）

1. 英連邦、州政府、特別地域などの債権
2. オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) 統制管理下にあるファンド（Managed Fund）
3. オーストラリア民間企業への直接投資

2. オーストラリア証券・投資委員会 (ASIC) 統制管理下にあるファンド (Managed Fund)

会社法 2001 にて規定されているオーストラリア証券投資委員会（ASIC）によって認定された「SIV ビザの投資目的」のために構築されたファンドになり、以下のような関連を含む特記された商品になります。すべての商品が認定されることではないため、必ず、事前にこの 500 万ドル投資商品として認定されるか該当金融機関にてご確認ください。

- オーストラリアにおけるインフラプロジェクト
- オーストラリアの預金受入れ金融機関に保持されている現金
- 英連邦または州政府により発行された債権
- オーストラリア証券取引に掲載されている債権や社債、トラスト
- オーストラリア金融機関によって発行された債権
- オーストラリア内の不動産
- オーストラリアの農業関連ビジネス

これらのファンドは公開されている商品でなければならず、ファンドマネジャーにより、この商品は「SIV 投資家ビザ」クラス向けに限定した商品であるということを明記しなければなりません。

3. オーストラリア持ち株会社への直接投資

オーストラリア持ち株会社への直接投資の場合は以下要件を満たす会社に限定されます:

- 会社はオーストラリア内において適格なビジネス（Qualifying Business）を運営していなければなりません。
- 申請者は会社のオーナーシップ （株式）を保持していなければなりません。
- 会社は ASIC に登記されていること
- 会社は ABN (Australian Business Number) に登記されていること

適格なビジネス（Qualifying business）

移民法では適格なビジネスを以下のように定義しています:
(a)商品・サービス（不動産貸付以外）を公的に提供することで利益を得る
(b) 主目的が積極的投資のために設立・運営される会社ではないこと.

申請者は上記のような投資オプション商品を維持し、または途中でその商品内容を「500 万ドル超投資ビザ専用」の投資商品範囲内であれば変更することも可能です。

投資は以下の名義でなければなりません

- 直接申請者自身または配偶者によるもの
- 申請者または配偶者が全株式保持している会社からの投資によるもの
- 申請者または配偶者が含まれている信託（trust）によるもの

お問い合わせ
AOM Visa Consulting（AOM ビザコンサルティング）
〒105-6033 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー33 クイーンズランドビジネスセンター内
TEL 81-3-4540-6305 FAX:81-50-8885-9318
e-mail: info@aom-visa.com ホームページ：http://aom-visa.com
アクセス： http://aom-visa.com/contact/access/

ⓒAOM Visa Consulting